

戸籍等交付申請書



三沢市長 殿

申請日 平成 19 年 10 月 1 日

どなたについての証明ですか？(本籍が三沢市でない方は請求できません。本籍地でのみ請求できます。)

本籍	三沢市 桜町1丁目1番地1		
(フリガナ)	ミサワ タロウ	(フリガナ)	✓左に同じ
氏名	三沢 太郎		筆頭者氏名
生年月日	明・大・昭平 25 年 1 月 1 日	未婚なら父か母、既婚なら本人か配偶者が筆頭者です。 筆頭者は亡くなくても変わりません。	

必要なものは何ですか？

戸籍	✓全部事項証明書	1 部	戸籍の 附票	全部証明書(全員の写し)	部		
	個人事項証明書	部		個人証明書(一人の写し)	部		
	一部事項証明書	部		除附票	謄本(全員の写し)	部	
改製原戸籍	改製原戸籍謄本	部	抄本(一人の写し)		部		
		改製原戸籍抄本	部	相続書類	の方について、出生から死亡までの戸籍で三沢市にあるものを一式揃えます。 相続人の戸籍や、附票は含みません。	各 部	
除籍	全部事項証明書(除籍謄本)	部	身分証明書			本人からの請求に限ります。 (未成年の場合、親権者も請求できます)	部
	個人事項証明書(除籍抄本)	部					
	一部事項証明書	部					

窓口に来た方は、どなたですか？

住所	三沢市 桜町1丁目1番35号 コーポさくら5号		
署名	三沢 太郎	電話	0176 - 53 - 5111
の方との関係	本人() 夫・妻・子・孫・父母・祖父母 以下の記載は不要です。 その他() 以下も記入してください。		

でその他に該当した方のみ、使いみちを書いてください。

本人に頼まれた	委任状又は承諾書が必要です。		
()の手続きで、()の証明として()へ提出。			
職務上請求	事業所名	(使用者氏名)	
	事業所所在地	(連絡先)	
債権保全に関する請求には契約書の写しが必要です。	使いみち(具体的に書いてください)		

偽りその他不正の手段によって交付を受けたときは、5万円又は30万円以下の過料に処せられます。(戸籍法121条の2)(住基法47条の2) プライバシーの侵害等につながるような請求には応じられません。

除附票の保存年限は、5年です。必要に応じて廃棄済証明書を発行します。

職員記入欄	手数料
免・旅・保・年・住・保証書	() 円